

食品安全委員会肥料・飼料等専門調査会

第203回議事録

1. 日時 令和6年12月18日（水）10:00～10:12

2. 場所 食品安全委員会 中会議室（Web会議システムを併用）

3. 議事

（1）食品安全委員会が既に食品健康影響評価を有している抗菌性物質である動物用医薬品及び飼料添加物について、食品安全基本法第24条の規定に基づき意見を求められた場合の微生物学的ADIに係る食品健康影響評価の取扱いについて

（2）その他

4. 出席者

（専門委員）

山中専門委員、赤沼専門委員、新井専門委員、今井専門委員、植田専門委員、大山専門委員、川本専門委員、佐々木専門委員、高橋専門委員、平田専門委員、山田専門委員、吉田専門委員

（食品安全委員会委員）

山本委員長、浅野委員

（事務局）

及川事務局次長、古田評価第二課長、寺谷調整官、守岡評価専門官、糸井係長、小林評価専門職

5. 配布資料

資料1 意見聴取要請（令和6年12月18日現在）

資料2 （案）微生物学的ADIに係る食品健康影響評価の取扱いについて

参考資料1 食品安全基本法第24条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて（平成21年10月8日食品安全委員会決定）

参考資料2 「暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順」に基づく報告について（サルファ剤）

6. 議事内容

○山中座長 定刻になりましたので、ただいまより第203回「肥料・飼料等専門調査会」を開催

いたします。

本日は、井上先生が御欠席で、その他12名の専門委員が御出席です。

それでは、議題に入ります前に、事務局より議事、資料等の確認をお願いいたします。

○守岡評価専門官 それでは、お手元に資料を御準備ください。

本日の議事は「食品安全委員会が既に食品健康影響評価を有している抗菌性物質である動物用医薬品及び飼料添加物について、食品安全基本法第24条の規定に基づき意見を求められた場合の微生物学的ADIに係る食品健康影響評価の取扱いについて」及び「その他」です。

本調査会は、ウェブ会議を併用して公開にて開催いたします。ウェブ出席されている先生方におかれましては、発言を希望される際にはカメラに向けて手を振っていただくか、今回資料送付時に同封させていただきました黄色の挙手カードを御活用ください。

また、座長より全員に対して同意を求める場面もあるかと思いますが、同意する場合は手で大きな丸をつくっていただくか、青い同意カードをカメラに向けていただければと思います。

皆様のリアクションを見ることができるよう、カメラも常にオンにさせていただきたいと思っています。

次に、資料の確認です。本日の資料は、議事次第、委員名簿、議事次第に記載した資料1から2、参考資料1から2、机上配布資料1です。

資料に不足等はございませんか。

議事、資料等の確認は以上です。

○山中座長 それでは、議事（1）「食品安全委員会が既に食品健康影響評価を有している抗菌性物質である動物用医薬品及び飼料添加物について、食品安全基本法第24条の規定に基づき意見を求められた場合の微生物学的ADIに係る食品健康影響評価の取扱いについて」に入ります。

事務局から説明をお願いします。

○守岡評価専門官 それでは、資料2、参考資料1及び机上配布資料1を御準備ください。

抗菌性物質については、肥料・飼料等専門調査会において微生物学的ADIを評価し、毒性学的ADIと微生物学的ADIを比較して低い値のほうを抗菌性物質のADIとして設定しております。微生物学的ADIの評価の1つとしてVICHガイドラインの36、微生物学的ADI設定の一般的アプローチがありますが、今回このガイドラインに沿って既に評価を行ったものについて再度評価要請があったときの評価のプロセスについて検討しましたので、御確認いただきたいと思います。

まず、机上配布資料1を御覧ください。令和元年にVICHガイドラインで示されていた算定式の結腸内容物の数値が220 gから500 mLに変更になりました。机上配布資料1の主な改正内容の算定式をご覧ください。

改正の説明を行った第145回調査会において、ガイドライン改正以降については改正後の計算式に基づき微生物学的ADIを算定することについて了承されまして、新規の評価だけでなく、改版の際にも改正後の計算式により微生物学的ADIについて見直しを行っております。

次に、資料2を御覧ください。微生物学的ADIは、本調査会で御審議いただいているところ

ですが、評価の効率化の観点より、既に食品健康影響評価を有している抗菌性物質について、再度評価要請があったときに資料2の1.に記載している条件に該当する場合は、肥飼料調査会を経ることなく、親委員会で微生物学的ADIを評価し、評価書を改訂して評価結果を通知することとしたいと考えました。

その条件についてですが、資料2の1.を御覧いただければと思います。微生物学的ADIをVICHガイドライン改正後の計算式に基づき変更しなければならない場合であって、調査会で御審議が必要になるような新たな科学的知見の存在は確認されず、微生物学的ADIの変更が既存の評価結果に影響を及ぼす可能性がないとき、これは要するに微生物学的ADIより毒性学的ADIのほうが低いとして、毒性学的ADIに基づいてADIが設定されている場合のことを指しますが、算定式の改正により、改正後は改正前より微生物学的ADIは高くなりますので、微生物学的ADIが変更されたとしても、結局は毒性学的ADIのほうが低い値となりますので、結論としては、ADIが変わることがない場合となります。

この条件の場合は、微生物学的ADIを改正後のVICHガイドライン36に基づき修正する評価については、次に、参考資料1を御覧いただければと思うのですが、こちらは委員会決定ですが、こちらの委員会決定の1の(2)の②の規定に基づき、肥飼料調査会による調査審議を経ることなく、食品安全委員会のほうで微生物学的ADIを評価し、評価書を改訂するといった取扱いにしたいと考えました。

調査会で御審議いただくような新たな知見が提出された場合は、通常どおり本調査会で御審議いただくこととなります。

本件の趣旨に調査会で御了承いただきましたら、文言の修正等はあると思いますが、食品安全委員会で御審議いただいて、委員会決定として、委員会のほうで、この条件に適合するものについては調査会におろさずに委員会で評価を行っていただくことにしたいと考えております。この案について御意見等をいただければと思います。よろしく申し上げます。

○山中座長 今の説明について御意見、コメント等がありましたら、お願いします。VICHの計算式のところ、それと変動があっても評価が変わらない場合にこういった扱いになるというようなことなのですが、いかがでしょうか。

お願いいたします。

○今井専門委員 ただいま事務局から机上配布資料1に関して説明がありまして、第145回の本調査会で審議がされたということが御説明の中に含まれましたが、当時、私は145回の会議に出席しておりまして、今回の専門委員の委員構成と違う先生方の中で説明をいただきまして、議論をしましたがけれども、その中で、今回の内容について全く疑義を呈するような議論はなかったというふうに認識しております。

以上です。

○山中座長 ありがとうございます。

ほかにコメント等ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、これについて了承ということでお願いいたします。

○守岡評価専門官 ありがとうございます。

それでは、文言等の整理があるかと思いますが、その場合はまた座長に御相談しながら文言の整理をして進めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○山中座長 これでは本日の議事が終了いたしました。事務局から何かございますか。

○小林評価専門職 事務局より1点ございます。

参考資料2を御覧ください。今般、消費者庁より、記載のサルファ剤10成分について「暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順」に基づく報告を受けましたので、御報告させていただきます。

これは、ポジティブリスト制度導入に伴って暫定基準が設定された物質について、食品安全委員会からリスク評価結果を通知した場合、消費者庁にて暫定基準を見直し、その見直し案を食品安全委員会に報告することになっているものです。

サルファ剤10成分の食品健康影響評価といたしましては、参考資料2の6から7ページにかけて記載されております。

7ページの下部ですが、資料等から確認されたNOAELと現行のリスク管理を基にした推定摂取量を比較すると十分な余裕があると判断され、現行のリスク管理の範囲で使用される限りにおいて、食品健康影響は無視できる程度と評価されております。

今回、消費者庁において検討された基準値案ですが、8ページに記載がございます。食品健康影響評価を踏まえて、現行の値を維持するとされております。

具体的な基準値につきましては、11ページ以降に記載されております。

報告は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○山中座長 ただいまの御報告についてコメントはございますか。よろしいでしょうか。

それでは、その他、事務局から何かございますか。

○守岡評価専門官 いいえ、ございません。

本日、この後、非公開で第204回専門調査会を予定しております。10時15分から始めさせていただきます。

○山中座長 それでは、これで第203回「肥料・飼料等専門調査会」の議事は全て終了いたしました。

以上をもちまして閉会いたします。どうもありがとうございました。